

令和6年度

国民健康保険税の課税内容のお知らせ

地方税法及び海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の改正等により、海老名市国民健康保険税の課税内容が一部変更となりました。変更内容は以下のとおりです。

なお、算定方法の詳細は、別に同封している「令和6年度海老名市国民健康保険税について（被保険者の方へ）」裏面に記載の「令和6年度海老名市国民健康保険税の算定方法」をご覧ください。

(1) 医療分（基礎課税額）

課税項目	変更前 (令和5年度)	変更後 (令和6年度)
所得割額に対する税率	5.50%	5.78%
均等割額	23,700円	25,800円
平等割額	18,600円	20,000円

(2) 後期分（後期高齢者支援金等課税額）

課税項目	変更前 (令和5年度)	変更後 (令和6年度)
所得割額に対する税率	2.20%	2.40%
均等割額	9,500円	10,700円
平等割額	7,600円	8,500円

(3) 介護分（介護納付金課税額）

課税項目	変更前 (令和5年度)	変更後 (令和6年度)
所得割額に対する税率	2.10%	2.26%
均等割額	10,800円	11,800円
平等割額	6,000円	6,500円

裏面もご確認ください→

(4) 後期分（後期高齢者支援金等課税額）限度額

変更前 (令和5年度)	変更後 (令和6年度)
22万円	24万円

(5) 国民健康保険税の軽減を判定する所得基準の変更

(被保険者でない世帯主の所得を含む、被保険者の総所得金額が基準額を超えない世帯に適用)

軽減割合	変更前 (令和5年度)	変更後 (令和6年度)
7割	43万円 + $\frac{\text{年金・給与所得者の人数}-1}{1} \times 10\text{万円}$ ※を超えない世帯	変更なし
5割	43万円 + $\frac{\text{年金・給与所得者の人数}-1}{1} \times 10\text{万円}$ ※ + (29万円 × 世帯の被保険者数) を超えない世帯	43万円 + $\frac{\text{年金・給与所得者の人数}-1}{1} \times 10\text{万円}$ ※ + (29万5千円 × 世帯の被保険者数) を超えない世帯
2割	43万円 + $\frac{\text{年金・給与所得者の人数}-1}{1} \times 10\text{万円}$ ※ + (53万5千円 × 世帯の被保険者数) を超えない世帯	43万円 + $\frac{\text{年金・給与所得者の人数}-1}{1} \times 10\text{万円}$ ※ + (54万5千円 × 世帯の被保険者数) を超えない世帯

※下線部分の計算結果が0円以下となる場合は、0円とみなします。

海老名市役所 国保医療課

☎046 (235) 4594 (直通)